

2024年度 一般社団法人岐阜県社会福祉士会事業計画

<基本方針>

岐阜県における唯一の社会福祉士による職能団体としての社会的使命を自覚し、変化する社会構造に対応しつつ、地域の人々の人権を尊重し、倫理綱領や行動規範に基づいた実践が展開されるよう次の基本方針を掲げる。

- (1) 社会福祉士の専門性の向上を図るため、「学び」と「交流」の場づくりをとおして社会福祉士（又は、会員）の資質向上を目指し、倫理綱領及び行動規範に基づいた、地域に根ざした社会福祉実践を支援する。
- (2) 実践力のある社会福祉士の職能団体として、地域共生社会の創造を目指し、社会の期待に応えていくため関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築を推進する。
- (3) 様々な生きづらさを抱える人々に対してのソーシャルワーク実践を通して、地域の実情を把握するとともに、調査研究や提言活動を展開する。

<重点項目>

(1) 組織率の向上と組織基盤の強化

社会福祉士の職能団体として、「学び」と「交流」の場づくりをとおした魅力ある活動を開していく。特に支部や委員会において、地域や専門分野を軸とした活動から入会促進へと広がりを目指していく。また、事業推進部による事業（事業担当、青年担当、組織強化担当、学術誌編集担当）をとおして、会員や未会員の社会福祉士への発信力を高め、組織基盤の強化に取り組む。委員会と部会においては、理事会との関係強化のために担当理事を配置するなかで、課題を共有しながら取り組むことができるよう体制を強化していく。

生涯研修センターは、基礎研修の運営とともに入会の動機づけの役割を果たしていく。権利擁護センターは、権利擁護に関する実践を展開するとともにその役割を果たす人材育成を推進する。

組織率の向上には、委員会や部会、会員の皆様の協力を得ながら、本会の活動の紹介や入会促進キャンペーンなど入会呼びかけのメッセージの入ったパンフレット等を活用し本会活動の周知を図る。また、SNSを活用することにより本会の広報活動を開いていく。

これらの事業が効果的になされるように、これから本会の在り方を共有するために「中長期計画」の策定を行う。また、全国大会・社会福祉士学会の開催について検討する。

(2) 地域に根ざした社会福祉実践の支援

様々な生きづらさを抱える人たちに対して、地域のソーシャルワーク実践を重視し、支部活動や委員会活動、権利擁護センターは岐阜の事業を通じて、本会会員が地域で取り組んでいる社会福祉実践を支援することで、それぞれの機能の充実を図る。また、成年後見制度利用促進基本計画を受け、県内市町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が進んでいく中、中核機関の開催するアセスメント・受任者調整会議等に委員を派遣する。

公職委員推薦については、社会福祉士がその地域や分野で能力を発揮する場もあり、本会として適切な人材を派遣することが求められている。昨年度より名簿登録が始まり、今後はその名簿による推薦を行っていく。

本会にて実施する研修や活動への参加を通したネットワークの活用や社会福祉士会としての倫理綱領の順守は、地域での専門性のある活動に必須である。支部や委員会、権利擁護センターは岐阜においては、会員の専門性の維持向上に努めるため、倫理綱領及び行動規

範の周知に向けた取り組みをする。会員の業務に対して苦情があった場合、倫理委員会を組織し、調査を行ったうえで必要な処分を行う。

委員会や部会、各センター等で社会的な課題に対して会として発信する必要がある場合には、会長声明、会長通達、プレスリリースを発出し、本会としての意見や考え方を示していく。

(3) 関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進

連合体組織としての日本社会福祉士会や都道府県社会福祉士会と連携し、利用者の権利擁護やニーズの多様化・複雑化・高度化に対応した質の高いサービスを提供できる実践力のある職能団体として、社会の期待に応えていく。特に東海四県社会福祉士会間においては様々な情報を作成し相互の連携を図る。併せて、県内においても岐阜県や市町村、岐阜県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、岐阜県弁護士会、岐阜県司法書士会、岐阜県ソーシャルワーカー協会、岐阜県精神保健福祉士協会、岐阜県居宅介護支援事業協議会、岐阜県相談支援事業者連絡協議会等、関係機関・団体との連携と更なるネットワークの強化を図る。

事業推進部を中心に、「ソーシャルワーカーデー 2024 in 岐阜」を実施し、ソーシャルワーカーの専門性と地域での活躍の様子を具体的に地域住民に周知する機会として活用する。

多様な関係機関・団体・東海北陸ブロックソーシャルワーク教育研究協議会等の協力の下、これから社会を担う世代への発信を強化し、県内におけるソーシャルワーカーの役割について認知度の向上を図る。

(4) 委託事業の機能充実・強化

「岐阜県障害者権利擁護センター」は、「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)により規定されている使用者(雇用主など)による虐待に関する通報又は届出や相談等の対応窓口として社会福祉士である専門職員を配置している。当該職員のほか、県内圏域には障害者虐待防止に係る国研修修了の社会福祉士他専門職及び弁護士等法律専門家等による市町村への支援チームの派遣により障害者虐待防止の早期対応や困難事案への助言指導を行う。また、施設・機関・団体等の要請により障害者虐待防止に係る出前研修により本制度の普及啓発に努める。夜間帯の電話による相談業務はこれまでの成果を踏まえ他機関・団体の当該相談業務との連携、日中業務への移行等多面的に取り組む。

「岐阜県障がい者差別解消支援センター」は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)により規定されている。公的機関として市町村職員の障がい者差別に関する知識や相談援助の向上等を目的に当該市町村の要請により広域相談員・地域相談員等の派遣を行う。また、本年度より民間事業者の障がい者への合理的配慮の義務化等法施行に係り商工業等民間事業者や労働・教育機関等および民生・児童委員等地域に密着した相談機関や福祉事業者等に対して本制度の普及啓発を目的に必要な支援及び助言、法改正の内容等の周知や人材育成への協力、当該関係機関・団体との連携を強化する。

「高齢者権利擁護センター」は、権利擁護相談窓口の設置を行い、市町村が行う虐待対応等困難事例への対応における支援、虐待防止ネットワークの構築などを通じて、高齢者虐待防止・権利擁護対応にかかる市町村及び地域包括支援センターの対応力向上を目指し、法の普及啓発、連携体制の強化を図る。また、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等支援チームの派遣により高齢者虐待への早期対応や困難事案への助言指導を行う。

(5) 災害時に対する公益的活動の強化

東海・東南海地震等の災害に備えて、岐阜県及び関係機関と連携を図り、福祉に関する災害対策の仕組みづくりへの参画や、災害時には積極的に社会福祉士としての専門知識および技術を発揮して協力することで社会貢献を果たす。併せて、災害発生時には「東海四県社会福祉士会の連携に関する包括的協定書」に基づき必要な支援を行う。

岐阜県が推進する災害派遣福祉チーム「岐阜D-WAT」ビギナー研修、ミドル研修、アドバ

ンス研修、演習訓練、情報伝達訓練に会員を参加させるとともに、講師として運営に協力する。

(6) IT 化、DX 「Digital Transformation」 化の推進

新型コロナウィルス (COVID-19)の感染拡大防止対策の中で、研修のオンライン化が進みデジタル対応を行ってきた。これからあらゆる要素がデジタル化されていく Society5.0 に向けて、本会の事務局の在り方、事業の在り方について検討を重ねていく。DX の推進をミッションとする責任者 (Chief Digital Officer) を理事から選出し、事務局と共に体制を検討していく。